アリストテレス以来の伝統的国制区分である三政体――君主政'

以来、ドイツの国法学者たちの中心的論題となっていたが、そ

形骸化した神聖ローマ帝国の国制に対する批判は、

一六世紀

こではとくに、国家としての機能が麻痺した帝国は果たして、

《研究ノート》

考察 ーフェ ンドルフの政治思想に関する

ーとくに、『ドイツ帝国国制論』を中心に

田 俊 文

前

Ι

-問題の所在

aat へと発展するに至り、神聖ローマ帝国はもはや国家の実体 を喪失し、名目上の存在と化していたからである。 territorium が実質的な主権を獲得して領邦国家 Territorialst 国家的統一が遅れていたドイツでは、帝国に 従属すべき 領邦 裂状態にある帝国の惨状をみて、「ドイツはもはや国家ではな 直前に著した未刊の遺稿『ドイツ国制論』のなかで、 い」と嘆息している。なぜなら、イギリスやフランスと異なり 神聖ローマ帝国は一八〇六年に崩壊するが、ヘーゲルはその 政治的分

> ぐる論議が活発になされていた。 民主政――のいずれに属するのか、という政体論をめ

帝国の政体を研究した一人であった。 ン・プーフェンドルフ(一六三二—九四)もまた、 一七世紀のドイツを代表する自然法学者、 ザ Ĺ 神聖ローマ 工 ル・フォ

る政治文書を著している。 下『国制論』と略記)と題する、神聖ローマ帝国の歴史に関す 成する五年前に、すでに、セウェリヌス・デ・モンツァンバー 強い関心を抱き、主著『自然法と万民法』(一六七二年)を完 ノという匿名を用いて、『ドイツ帝国国制論』(一六六七年、 してその思想的営為を開始したが、早い時期から歴史研究にも プーフェンドルフは、もともと自然法研究をライフワークと

不和や対立を解決するための改革案を提唱している。 にかれは、『国制論』のなかで、政体の変則性に伴う帝国 て、「変則的な国家」のカテゴリーに属すると主張した。さら 駁し、帝国の国家形態は三政体のいずれにも分類不可能であっ において、ドイツ帝国の政体に関する国法学者たちの議論を論 制批判を中心主題としていたが、ブーフェンドルフはこの著作 『国制論』は、直接にはドイツ帝国 (神聖ローマ帝国) 内 の国

た。しかし、のちに述べるように、『国制論』において 展開さい、『国制論』のもつ意義については、ほとんど無視されて きし、『国制論』の 『自然法に基づく人間および市民の義務』)に関する研究に集中 いては、もっぱらかれの自然法国家理論(『自然法と万民法』 ところで、これまでのプーフェンドルフの政治思想研究に

したい。このさい、私は次の諸点に留意しつつ考究をすすめ想を検討し、プーフェンドルフ研究に一つの新しい視角を提供え本稿では、『国制論』を軸にしてプーフェンドルフの政治思論』を分析することはきわめて重要であると思われる。それゆの自然法国家理論と密接に関連して おり、その 意味で『国制れたプーフェンドルフのドイツ帝国に関する国制認識は、かれ

帝国を連邦国家(Bundesstaat)として再編しようと試みていた題とした政治文書であるという基本的性格に鑑みて、当時心主題とした政治文書であるという基本的性格に鑑みて、当時ではり、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたブーフにより、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたブーフにより、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたブーフにより、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたブーフにより、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたブーフにより、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたブーフにより、一般に領邦絶対主義の推議者と表えられてきたブーフにより、一般に領邦を対立を推断するという基本的性格に鑑みて、当時心主題とした政治で表示という基本的性格に鑑みて、当時心主題として再編しようと試みている国を連邦国家(Bundesstaat)として再編しようと試みている主題とした政治である。

える。

Ⅱ ドイツの時代状況

たことを明らかにする。

イツの社会および経済は徹底的に破壊され荒廃した。平和へのイツを主戦場として繰り広げられたこの宗教戦争によって、ド年戦争(一六一八─四八)の真只中において生を享けたが、ドブーフェンドルフは、世界最初の国際的宗教戦争である三○

約が締結され、三〇年戦争は終結を迎える。 気運が高まるなか、一六四八年にヴェストファーレンの講和条

ところで、この講和条約は一般に、「帝国の死亡証

書

٤

というよりも、諸国家の連合体のような政体をとっていたといたいうよりも、諸国家の連合体のような政体をとっていたといいます。 上ibertät、すなわち、領邦の主権たる領邦高権(jus territoriale) 上ibertät、すなわち、領邦の主権たる領邦高権(jus territoriale) を表として台頭し、ドイツ皇帝は全国土を統轄する権能を喪失 および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権 および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権 および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権 および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権 および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権 および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権 および同盟締結権が公式に認められたとの、領域をとっていたとい というよりも、諸国家の連合体のような政体をとっていたとい というよりも、諸国家の連合体のような政体をとっていたとい

自由」とは、帝国等族の自由と同義である。「ドイツの自由」という伝統思想であった。ここで「ドイツのいらがこれらの政治的権利を要求するために唱えてきた標語は、れらがこれらの政治的権利を要求するために唱えてきた標語は、か権と同盟締結権とを獲得するまでには長い歳月を要したが、か権と同盟締結権とを獲得するまでには長い歳月を要したが、かない、ドイツの帝国等族が一六四八年の条約によって領邦高さて、ドイツの帝国等族が一六四八年の条約によって領邦高

ていた。そして、「ドイツの自由」は、ドイツ皇帝の絶対主義りでなく、領邦における政治的主権を要求することをも意味しりでなく、領邦における政治的主権を要求することをも意味した権一一、つまり、皇帝に対する既得権の擁護を意味するばかたが、かれらが「ドイツの自由」を主張することは、ユーラ・たが、かれらが「ドイツ皇帝に対しては貴族としての立場にあっ帝国等族は、ドイツ皇帝に対しては貴族としての立場にあっ帝国等族は、ドイツ皇帝に対しては貴族としての立場にあっ

女王クリスティー

ナに仕えた学者であるといわれている。

ニッツは一六四○年、この偽名を使って、『我々の

ローマ

闘争に勝利したドイツ諸侯が、 権限をもってはいなかった。それゆえ、 諸侯、都市の三部会から成る身分制議会〕は、 駕するほどの政治権力を掌握するに至り、 を確立することを同時に可能ならしめたのである。 的な政治権力の伸張を強く阻止したのみならず、 実際には無力な存在であり、衰徴した皇帝権に代りうるほどの にのみ法案が可決されるという大幅な制約を課されていたため、 分裂は決定的となる。しかも、帝国議会〔Reichstag:選帝侯、 帝国等族、とくに一部の有力な選帝侯と諸侯は皇帝の力をも凌 自らの領邦内に絶対的な支配権 帝国の統一性を維持す ドイツ帝国の政治的 全会一致の場合 皇帝との権力 こうして、

行われた。前述した政体論がその中心的論題であったが、これ 形骸化した神聖ローマ帝国の国家形態についての論議が盛んに らの論者たちのなかには、 貴族政体とみなしたコンリング、ヒッポリト 以上のような政治社会状況を背景として、 混合政体とみたリムネウスらがいた。 帝国を君主政体としたラインキング、 国法学者を中心に、 ゥ ス・ア・ラピー

る機関はもはや存在しなかったのである。

ったが、これらの論者のなかでもプーフェンドルフが最も注目 したのは、 か れらはいずれも当時のドイツを代表する法・政治学者 ij ١ 、ムニッツ ヒッポリトゥ ゥ ス・ア・ラピーデとは偽名であって、 (一六〇五一七八) ス・ア・ラピーデなる人物であった。 という、 スウェ 実名はボギ ーデン こであ

> を巻き起こした。 この哲物はドイツ帝国の国制を研究する人々の間に激しい論争 ドイツ帝国の国家理性に関する論考』という書物を公刊したが

stocratia monarchice ex parte administrata」と定義し、 等族がドイツの国政を動かす政治主体となって、 国の君主政的な統治様式は実状にそぐわず、 政的に統治された部分〔=領邦のこと〕 支配に対抗しなくてはならないと主張している。 この著作のなかでケムニッツは、 ドイツ帝国の政体を「 から成る貴族政体 ari-実質的には、 皇帝権による 君主

けつつも、ケムニッツに対して論争を挑み、 帝位を独占していたオーストリア=ハプスブルク家を撲滅せん 張したケムニッツは、 その政治的目標としていたのである。それゆえ、貴族政体を主 す論者は帝国等族の自由= り、帝国を君主政体とする論者は皇帝権力を、貴族政体とみな 識に到達していっ とする政治的意図をもっていたといえよう。 政体論は本来、研究者自身の政治的実践と深く結びつい ケムニッツのドイツ帝国国制分析から多くを学び刺激を受 たのである。 等族の自由を守り、 「ドイツの自由」を擁護することを 皇帝権を弱体化させ プーフェンドルフ かれ独自の国制認 て

は

みていたのか。 では、 プリ Ż ェ ンド iv フは、 ١, イツ帝国の国制をどのように

Ш ァ ì ・フェ ンド ル フ のドイ ツ帝国に つい て

玉 制 認

章の国家形態論 っていたが、 〈人間論⇒自然状態⇒社会契約⇒主権の設立》という構 τ 章を設けている。 (章) において、 しも明らかに影響を与えている。 ŀ 1 プーフェンドルフは、 ツ帝 Ī 主権論(『自然法と万民法』第七編第三 の政治社会状況は、 (De formis rerumpublicarum) かれは、ドイツ帝国の国制をとくに意識 すなわち、 社会契約説の基 『自然法と万民法』第七編 プー 自然法国家理論 ・フェ ンド 本シェー ル である。 の構築にあ 7 'n 章 国家理 7 図に で 第 あ した £ 第 従 た 論 る

受けられない国家のことと考えられている。 は対極的な概念であり、 る」国家に他ならない。一方、「変則的な」国家とは、 て行使されている、つまり、「一つの魂によって指導さ imperium) ブリ たが、「規則的な」国家とは、 - フェ ンドル が分割・分離されることなく、 フは、 主権が分割され、 主権は最高かつ不可分なも 主権=最高権力 (summum 国家的な統一 一つの意思によっ のと捉えて そ れ 性 てい が見 ع

> 西分裂後のロー ium Germanicum) が 最も顕著にみられる例として、 7 帝国と、 だったのである。 かれの祖国 か たるド れ が イツ帝国 挙げてい る ō

題に中心主題を設定して著された書物であったとい 成しているとも考えられ、 は明らかである。 家理論が、 う名前が挙げられていることにもそのことがうかがわ れ自身の匿名であるセウェリヌス・デ・モンツァンバー のなかで、ドイツ帝 自身が考えていたと思われるからである。 章においてそれについて述べる必要はないとプーフェンド 分論議されており、 り、ドイツ帝国の国制については 年前に公刊されていたこととも無関係ではないであろう。 ていない。そのことは、 ツ帝国の国制をめぐる具体的な問題点についてはほとんど論じ 態論の章においては、 《しているとも考えられ、ドイツ帝国の政体の変則性という問フェンドルフの自然法国家理論体系の一部(国家形態論)を 以上のことから、『国制論』とプーフェンドルフの自然法 しかし、プーフェンドルフは、『自然法と万民 国家形態論を媒介項として密接に連関してい すなわち、 改めて『自然法と万民法』の国家形態論の 国 かれが の国制を論じた研究者の一人として、 『国制論』が 『国制論』は、後に展開 「変則的な国家」と規定したドイ 『国制論』のなかですでに十 『自然法と万民 この国家形態論 法 えよう。 đ の 法』の五 れ ること ノと 玉 の章 家 カゝ 国 フ 形

と「変則的な irregularis」国家の二つのカテゴリーに分類して

この章で、かれは国家の形態を「規則

《的な regularis』国

家

属せず、また、

しない国家形態であった。そして政体のこうした

「変則

プーフェンドルフ自身の主権論の根本原理とも

前述の三政体のい

3

れ

12

Ġ

1

それゆえ、「変則的な国家」は、

一権を担うこととなる。

存在しない。なぜならば、

ところがドイツでは、このような最高主権をもった合議体は

帝国議会は実際には有名無実であっ

い攻撃を浴びせたのは、当時、有力な学説であった貴族政体説政、混合政体――をすべて批判する。しかし、かれがとくに鋭変・中心に展開されていたドイツ帝国の政体論――君主政、貴族を中心に展開されていたドイツ帝国の政体論――君主政、貴族を中心に展開されていたドイツ帝国の政体論――君主政、貴族が混合政体のいずれにも分種とみており、帝国の国家形態は規則的な政体のいずれにも分種とみており、帝国の国家形態は規則的な政体のいずれにも分種とみており、帝国の国家形態は規則的な政体のいずれにも分種と表

ع

(制限) 君主政体説である。

かで、選ばれた少数の市民=貴族が合議体を構成し、この合議次のように考えている。貴族政では、国家の構成員=市民のな 議会あるいは合議体に委託すること」にあるとみていたわけで る貴族は議会の決定に必ず服さねばならない、つまり、 体が国務の運営にあたっての最高権力を有しており、 ェンドルフは貴族政の本質は「最高の主権を確固たる、 フェンドルフはドイツ帝国を貴族政体とはみなさなかったのか。 ツをプーフェンドルフは槍玉にあげている。それではなぜプー |擁護するために、帝国が貴族政体であると主張したケムニッ フェンドルフは『自然法と万民法』において貴族政の特質を それは主権に対するかれの考え方と大いに関係している。 貴族政体説については、帝国等族の自由=「ドイツの自 フェンドルフの主権論 ^ェンドルフの主権論の根本原理である最高かつ不可分のそれゆえ、貴族政体においては、国政を行う合議体が、 議員であ 永久の プ 1 再 フ プ

体であることを否定する。である。こうした根拠に基づいて、かれはドイツ帝国が貴族政である。こうした根拠に基づいて、かれはドイツ帝国が貴族政策にのな政治的へゲモニーを握っていたからて、定期的に開催されることもなく、帝国議会の構成員であるて、定期的に開催されることもなく、帝国議会の構成員である

次の理由による。 がの理由による。 がのまない、と主張 がのまない、と述べたのちに、 がってる。 がのまたるが、と主張 がのまたるが、と主張 がのまたるが、と述べたのちに、 がってる。

最高かつ不可分の主権はあくまでも国王(皇帝)がもつもいえども、主権は分割されることはなく、「国家の魂」で・ 制限君主政においては、「絶対的な」主権は存在しない 思を最終的に決定する権限そのものを意味している。それゆえ、 solutum)」主権とを峻別する。「絶対的な」主権とは為政者 議会によってその行動が監視されるが、国王(皇帝)はやはり される。つまり、 恣意的な権力の行使を意味するが、「最高の」主権は国家 フェンドルフは、「最高の (summum)」主権と「絶対的な 主権者であることにはかわりはない、ということである。 治権力は有せず、権力を濫用しないよう国家の基本法や身分制 すなわち、プーフェンドルフの考えによれば、 制限君主政では、国王(皇帝)は絶対的 制限、 君主 の ある 政と

れた「最高の」主権は、 もってはおらず主権者とはいえない。ゆえに、プー って行使さるべきことをプーフェンドルフは主張しているので はドイツ帝国が制限君主政体であることも否定するのである。 である。ところが、ドイツ皇帝はこうした「最高の」 これまでの議論からも明らかなように、(制限)君主政体で 「最髙の」 主権は、分割されることなく、一つの意思により族政体であれ、一人の君主あるいは 合議体に 委託さ

では、ドイツ帝国の政体とは何か。 プーフェンドルフは次の

ように答える。

lare aliquod corpus et monstro simile J 「ドイツは変則的な政体であって、怪物に似ている。 irregu-

国家とはいえず、主権諸国家のゆるやかな結合体を意味してい ゆえ、プーフェンドルフのいう「諸国家の体系」は、厳密には 国家連合(Staatenbund)に類似した政体のことである。 たものといえよう。 複数の主権国家が同盟等によって一個の政治体を形成するが、 um)」というカテゴリーを登場させる。「諸国家の体系」とは、 すべき新たな概念として、「諸国家の体系(systemata civitat・ 構成諸国は自国内の政治問題に関しては最高主権を有している、 こう述べた後、プーフェンドルフはドイツ帝国の政体を把握 それ

> 体と捉えていたのであった。に移行しつつもいまだに制限 に移行しつつもいまだに制限君主政的な要素を色濃く残した政いやしていいいいない。 ドイツ帝国の 政体 を、「諸国家の体系」プーフェンドルフは、ドイツ帝国の 政体 を、「諸国家の体系」 君主政の状態に戻ることはほとんど不可能であった。 は、皇帝権に対する帝国等族の勝利は確定的 める諸侯と対峙しているからである。 なお、強力な君主政的統治を標榜して、「ドイツの自 だが、 時代の趨勢とし であり、 それゆえ、 由 規則的な を

フェンド 主権

ル

反映した概念に他ならなかったのである。 領邦を統一国家へと完成させる準備を着実に整えつつあっ を正式に認められた帝国等族は、帝国の領域を分断し、 「諸国家の体系」というカテゴリー ヴェストファーレンの講和条約によって、 は そうし 領邦における主 た帝国の現実を

IV 「ドイツ帝国の病」 と国家理

となって惹き起こされるとプーフェンド いって(制限)君主政でもないという国家形態の変則性が原因 イツ帝国の病」と呼んだ。 危機に絶えず曝されてきたが、プーフェンドルフはこれを「ド をもつことによって、ドイツ帝国は国内的騒乱や政治的 この帝国の「病」は、ドイツが「諸国家の体系」で 規則的な国家形態から逸脱し、「変則的で怪物に似 ・ルフは 主張するが、 た」政 ø, 分裂 かと

体的には次のような「病」が指摘されている。 ある。 すなわち、皇帝はかつての王権の復活を求めるが、 皇帝と帝国等族の対立および帝国等族間の競合・

系」そのものとはみていない。というのは、君主政国家として

しかし、プーフェンドルフは、ドイツ 帝国

を「諸国

家

の 体

のドイツ帝国はすでに形骸化しているとはいえ、

ドイツ皇帝は

で

両者の間には猜疑、不信、 国等族は既得権と領邦内の自治権を保持せんとし、その結果、 諸侯の奢侈、 根の深い疾病たらしめているとプーフェンドルフは考えている。 係があり、こうした対立状況が「ドイツ帝国の病」をいっそう 存在する。さらに、諸侯間にも世俗君主と教会君主との対抗関 邦と自由な気風を重んじる帝国自由都市の間にも激しい対立が れぞれ異なった統治形態をとっているため、君主政体をとる領 one status imperii Germanici)」という表題がつけられてい するが、この章は「ドイツ帝国の国家理性について(De rati-の改革案をプーフェンドルフは『国制論』第八章のなかで提起 ハプスブルク家による帝位独占、裁判の遅延、貨幣の不統一、 とプロテスタントとの宗教上の対立、国家歳入と常備軍の欠如、 これらの帝国の「病」を治療し、ドイツ帝国を再建するため その他の「ドイツ帝国の病」としては、 近隣諸国の内政干渉などが問題とされている。 謀略が発生する。また、 ローマ・ 各領邦はそ カトリック

る。

性」を考察しているが、帝国等族の自由を主張することで、 イツ帝国の国家理性に関する論考』のなかで、 った。たとえば、 して、そのほとんどが領邦君主の絶対主義を擁護したものであ る数多くの文献が著されているが、領邦国家台頭の趨勢を反映 のところ、 一七世紀のドイツでは、)かし、プーフェンドルフが唱える「国家理性」は、 領邦絶対主義を基本的に容認していたのである。 前述したケムニッツは、『我々のローマ= 国 家理性 (ratio status)」に関 帝国の 「国家理 領邦絶 結 ١, す

に他ならなかったからである。

では、かれはどのような帝国改革案を考えていたの 健全な状態へと回復させることをその目的としていたといえる。 ツ帝国の「国家理性」の理念は、ドイツ帝国の「病」を治療し、 いたのである。それゆえ、プーフェンドルフが主張する、 なく、帝国全体の国家利益をはかることをまず第一に意味して う「国家理性」とは、帝国等族の特殊利益を擁護するものでは 対主義を推進する理論的武器ではなかった。 つまり、 かれのい ドイ

イツが なぜなら、「諸国家の体系」に移行することは、ドイ を防ぐことが、帝国改革における最大の課題であったといえる。 統一性の維持を第一の目標としていたプーフェンドルフに まりを次第に失いつつあることも意味していた。 である。しかし、このことは同時に、帝国が国家としてのまと 国家のゆるやかな結合体に変容しつつあるとかれはみてい の政治的独立性をますます強めたため、ドイツは多数の主権諸 提条件とする。つまり、ドイツ帝国を構成している諸領邦がそ の国家としてのまとまりを喪失し、 て、ドイツが完全に「諸国家の体系」=国家連合に移行するの ドイツ帝国の再建にあたって、プーフェンドルフはまず、 「諸国家の体系」という状態に近づきつつあることを前 完全に崩壊してしまうこと 帝国の国家的 Ÿ 一個 たの ۴

議・裁決は、公平な第三者的立場にある同盟国に委ねられるが、 みる。 ツ帝国を構成する同盟諸国 帝国の国家的統一性を維持するため、 すなわち、 .同盟諸国家間に紛争が起こった際に、 (領邦) の主権を制限することを試 たとえば かれ は その審 ドイ

制限されうるからであ

家では構成国 連邦国家においての 置は構成諸国の主権の最髙性を侵害することなくしては不可能 「がこの執行を強制できるものとしている。 マイネッケが指摘しているように、 州 み可能な提案であった。(8) の自治権は国家主権に従属し、 国家連合ではなく なぜなら、 このような措 必要な場合 連邦国

この裁定を係争中の当事国が受け入れない場合には、

残りの

同

プリ かれの帝国改革案を敷衍すれば、 構想はプーフェンドルフに 思われる。というのは、 存続することが可能であったからである。 ある程度認めつつも、 系〕ではなく、連邦国家として再建しようと試みていたように ていこうとする、 特殊利害よりも帝国全体の国家利益=「国家理性」を優先させ ・フェンドルフは、 ーフェンドルフのこうした主張の中に、 かれの基本的姿勢が見受けられる。 ١, 帝国は最高主権を有する統一国家として 連邦国家であれば、 イツ帝国を国 おいていまだ未成熟ではあったが、 明らかにかれは連邦制を標榜 家連合 もちろん**、** 各領邦の自治権 同盟国 国家 (領邦) 連邦制 それゆえ の体 の を の

と考えていたのである。

『自然法と万民法』のなかでかれは

次

のように述べる。

設立されることを提案している。 ツ皇帝ではなく、 国の国家的統一性を実現する機関として考えていたのは、 国内的・国際的問題を審議する恒久的な合議体(consilium) さらにプーフェンドルフは、 この恒久的な合議体であった。 皇帝とともに帝国全体に関 プーフェンド ルフがドイツ帝 いわる が 1

この合議体は帝国議会よりも強い権限をもつ機関と考えられ

していたといえよう。

議体が最高権力をもって帝国の統治を行うことが、 性格を強く帯びていた。プーフェンドルフは、 国家の体系.. =国家連合へと移行するのを防止する手段である 同盟諸国の代表から構成されるこの合議体は連邦議会としての はすべて多数決によって行われるとしたからであ プーフェンドルフが考えていた合議体は、 なく、各領邦使節の会議へとその地位を押し下げられていたが 会一致の場合にのみ審議が可決されるという制約はなく、 クに常置されて以来、 ている。 というのは、 もはや国家意思決定の最高権力機関では 帝国議会は一六六三年、 帝国議会のように全 この恒久的な合 レーゲン る。 帝国が しかも、 ・スプル

に結合することも可能である。」 服すれば、(諸国家の) 「もし、全同盟国が自発的に一個の合議体の…… 体系が、完全な国家 (civitas perfecta) 嶯 高 主 権 15

ドルフは一縷の望みを託していたのである。 設立することによって、帝国の崩壊を防ぐことに、プーフェン つまり、 ドイツ帝国の最高主権を創出する恒久的な合議体を

ていこうとする強い姿勢が見受けられるからであ を超えた、ドイツ帝国全体の国家利益=「国家理性」 なぜなら、 ーグとのみ規定することの誤りが明らかにされ 以上のことから、プーフェンドルフを領邦絶対主義のイデオ プーフェンドル フには、 個別の領邦国家の たといえよう。 を考察し 特殊利益

п

î Samuel von Pufendorf, De Statu Imperii Germanici

を使用した。 at the Rose and Crown in St. Paul's Churchyard, 1696) State of Germany (London: Printed for Richard Chiswell, テキストは Edmund Bohun による英訳版 The Present (以下 De Statu Imperii Germanici と略記する。) なお、 ad Laelium Fratrem, Dominum Trezolani Liber Unus

(2)『自然法に基づく人間および市民の義務』De Officio Naturae et Gentium Libri Octo を要約したものであり、 Hominis et Civis juxta Legem Naturalem Libri 一六七三年に公刊された。 初学者用の入門書として『自然法と万民法』De Jure Duo

(3) たとえば、Hans Welzel, Die Naturrechtslehre Samuel 瞽であるが、『国制論』についてはほとんど言及されてい Samuel Pufendorf (München: Verlag C. H. Beck, 1972) Horst Denzer, Moralphilosophie und Naturrecht bei は、プーフェンドルフの法・政治思想を扱った代表的研究 Pufendorfs (Berlin: Walter de Gruyter & Co., 1958),

(4) Cf. S. v. Pufendorf, De Jure Naturae et Gentium Nachdruck (Frankfurt a. M.: Minerva G. M. B. H., Libri Octo, Frankfurt & Leipzig, 1759, Unveränderter 1967), VII, vi, § 10. (以下 De Jure Naturae et Gentium

と略記する。

- 5 De Statu Imperii Germanici, p. 152
- (o) Vgl. F. Meinecke, Die Idee der Staatsräson in der W. Hofer (München: R. Oldenbourg Verlag, 1957), S. neueren Geschichte, herausgegeben und eingeleitet von
- (\(\simp\)) De Jure Naturae et Gentium, VII, v, Peace の英訳版を参照した。 訳出にあたっては Carnegic Endowment for International § 21. なお、
- 得た。 本稿を作成するにあたって、次の文献から多くの示唆を

*

田中浩·藤原保信編著『社会契約説——近代民主主義思想 の源流——』(新評論、一九七七年)所収) 小笠原弘親「プーフェンドルフの契約理論」〔飯坂良明・

and the Acceptance of Natural Law (Chicago & London 断面」〔『日本大学法学紀要』第二五巻所収〕 Leonard Krieger, The Politics of Discretion: Pufendory 倉島隆「プーフェンドルフの政治思想研究についての一

冶思想』(時潮社、一九八四年)〕

しては次のものがある。倉島隆訳『プーフェンドルフの政 The University of Chicago Press, 1965) (なお、邦訳と

(一橋大学大学院博士課程)